

指導検査基準 都認可基準条例と市認可基準条例の条項対応表

(令和8年7月1日適用)

武蔵野市 子ども家庭部 子ども育成課

※ 本対応表は、本市の指導検査基準において、東京都が別に定める最新の保育所指導検査基準中「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」とあるのを「武蔵野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」と読み替えて準用する場合に、本市が実施する指導検査における文書指摘事項又は口頭指導事項に係る関係条項を確認するために使用するものとする。

○東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（及び同施行規則）		○武蔵野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	
第5条	児童福祉施設の一般原則	第5条	家庭的保育事業者等の一般原則
第6条	職員の一般的要件	第8条	家庭的保育事業者等の職員の一般的要件
第7条	職員の知識及び技能の向上等	第9条	家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等
第8条	他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	第10条	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準
第9条	入所者への平等取扱原則	第11条	利用乳幼児を平等に取り扱う原則
第10条	虐待等の禁止	第12条	虐待等の禁止
第12条	衛生管理等	第14条	衛生管理等
第13条	食事	第15条	食事
第14条	入所者及び職員の健康診断	第17条	利用乳幼児及び職員の健康診断
第16条	規程	第18条	家庭的保育事業所等内部の規程
第17条	帳簿の整備	第19条	家庭的保育事業所等に備える帳簿
第18条	秘密保持等	第20条	秘密保持等
第19条	苦情への対応	第21条	苦情への対応
第20条	非常災害対策	第7条	家庭的保育事業者等と非常災害
第20条の3	安全計画の策定等	第7条の2	安全計画の策定等

第20条の4	自動車を運行する場合の所在の確認	第7条の3	自動車を運行する場合の所在の確認
第41条	設備の基準	第22条 第28条 第32条 第33条 第38条 第43条 第48条	設備の基準（家庭的保育事業） 設備の基準（小規模保育事業A型） 準用（小規模保育事業B型） 設備の基準（小規模保育事業C型） 設備及び備品（居宅訪問型保育事業） 保育所型事業所内保育事業所の設備の基準 準用（小規模型事業所内保育事業所）
第42条	保育所の設備の基準の特例	第16条	食事の提供の特例
第43条	職員 ※東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則 附則 第10項 第11項 第12項 第13項	第23条 第29条 第31条 第34条 第39条 第44条 第47条	職員（家庭的保育事業） 職員（小規模保育事業A型） 職員（小規模保育事業B型） 職員（小規模保育事業C型） 職員（居宅訪問型保育事業） 保育所型事業所内保育事業所の職員 小規模型事業所内保育事業所の職員 ※武蔵野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 付則 第6条 第7条 第8条 第9条

第 44 条	保育時間等	第 24 条 第 30 条 第 32 条 第 36 条 第 41 条 第 46 条 第 48 条	保育時間（家庭的保育事業） 準用（小規模保育事業 A 型） 準用（小規模保育事業 B 型） 準用（小規模保育事業 C 型） 準用（居宅訪問型保育事業） 準用（保育所型事業所内保育事業） 準用（小規模型事業所内保育事業）
第 45 条	保育の内容	第 25 条 第 30 条 第 32 条 第 36 条 第 41 条 第 46 条 第 48 条	保育の内容（家庭的保育事業） 準用（小規模保育事業 A 型） 準用（小規模保育事業 B 型） 準用（小規模保育事業 C 型） 準用（居宅訪問型保育事業） 準用（保育所型事業所内保育事業） 準用（小規模型事業所内保育事業）
第 46 条	保護者との連絡	第 26 条 第 30 条 第 32 条 第 36 条 第 41 条 第 46 条 第 48 条	保護者との連絡（家庭的保育事業） 準用（小規模保育事業 A 型） 準用（小規模保育事業 B 型） 準用（小規模保育事業 C 型） 準用（居宅訪問型保育事業） 準用（保育所型事業所内保育事業） 準用（小規模型事業所内保育事業）
第 47 条	自己評価	第 5 条 3 項	家庭的保育事業者等の一般原則
第 48 条	第三者評価	第 5 条 4 項	家庭的保育事業者等の一般原則